

2018年度（平成30年度）の司法試験における

厳正な合格判定を求める会長声明

当会は、2012年（平成24年）2月10日開催の臨時総会での「早急に司法試験合格者数を年間1,000人以下とすることを求める決議」以降、再三に亘って、会長声明を発するなどして、司法試験合格者数につき年間1,000人を目指した減員を速やかに進めるよう、強く求めてきた。昨年度も、「平成29年度司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明」を発し、司法試験の合否判定にあたって、合格者数の確保のみが優先されるべきではなく、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請を踏まえた厳正な判定が行われるよう強く求めた。

しかし、2017年度（平成29年度）は、司法試験受験者数5,967人に対し、最終合格者1,543人が輩出され、合格率は25.86%であった。2015年（平成27年）6月30日に、政府の法曹養成制度改革推進会議が「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において決定した「司法試験の合格者数を年間1,500人程度は輩出すべき」との方針に従ったものと思われる。この合格率は、司法試験受験者数6,899人に対し、1,583人の最終合格者が輩出された、2016年度（平成28年度）の22.95%と比べて非常に高いものとなった。

ここで、2018年度（平成30年度）の法科大学院志願者数は延べ8,058人（前年度比101人減）、法科大学院入学者数は1,621人（同83人減）、司法試験出願者数は5,811人（同905人減）、司法試験受験者数は5,238人（同729人減）にまで落ち込んでいる。ピーク時には、法科大学院志望者数が延べ72,800人（2004年度（平成16年度））、司法試験出願者数が11,891人（2011年度（平成23年度））であったことを考えると、法曹志願者の急減に歯止めがかからない状況である。

そもそも、司法は、国民の権利義務や社会正義に深く関わるものであり、その司法を担う法曹の質の維持・向上は、国民にとって重大な課題・要請である。法曹志願者の急減に歯止めがかからない現状においては、法曹志願者の中の有為な人材の絶対数も減少するのは当然である。それにも関わらず、司法試験の合格者数を確保するためだけに合格ラインが引き下げられると、司法試験制度に期待される選抜機能が大きく損なわれ、司法試験合格者の質を制度的に担保できない。司法試験の合格者数の確保は、輩出

される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきではないことは明らかである。

そこで、当会は、2018年度（平成30年度）の司法試験の合否判定にあたって、合格者数の確保のみが優先されるべきではなく、法曹の質の維持・向上という必須の要請を踏まえ、より一層厳正な判定が行われることを改めて強く求めるものである。

2018年（平成30年）7月27日

佐賀県弁護士会

会長 奥田律雄